

災害弔慰金の支給等に関する 法律の一部改正法案について

資料

平成31年 3月

目次

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案要綱（案）	1
○所得要件/資産要件（案）	4
○阪神・淡路大震災の被災者に対する災害援護資金の償還について	6
○阪神・淡路大震災における災害援護貸付金の償還状況	7
○主な災害における災害援護資金貸付状況	8
○阪神・淡路大震災における災害援護貸付金の状況	9
○兵庫県要望	10
○神戸市要望	12
○阪神・淡大震災の災害援護資金にかかる法的措置の実態（神戸市）	14
○災害援護資金の概要	15
○被災者生活再建支援制度の概要	16
○各種の公的融資制度の状況	17
○カネミ油症関係資料	18
○参照条文	22
○阪神・淡路大震災の災害援護資金償還に関するWG 設置要綱	25
○阪神・淡路大震災の災害援護資金償還に関するWG 役員名簿	26

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する 法律案要綱（案）

第一 支払猶予

- 1 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第三により報告を求められて、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。
- 2 1により償還金の支払を猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこと。

第二 破産等の場合の償還免除等

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。ただし、次に掲げる場合には、この限りでないこと。

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第三により報告を求められて、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をし

た場合

- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると思われる場合

第三 報告等

市町村は、この法律の規定により償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の資産又は収入の状況について、当該貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができること。

第四 平成 31 年 3 月 31 日までに発生した災害に係る保証債権の特例

市町村は、平成 31 年 3 月 31 日までに発生した災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から 10 年を経過したときは、議会の議決を経て、当該権利を放棄することができること。

第五 被災者生活再建支援法施行日前に発生した災害に係る償還免除の特例

- 1 市町村は、被災者生活再建支援法の施行の日の前日までに発生した災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の

貸付けを受けた者の収入及び資産の状況に鑑み、災害援護資金の貸付けを受けた者が当該災害援護資金を償還することが困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第三により報告を求められて、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。

- 2 都道府県は、市町村が1により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 3 国は、指定都市又は都道府県が1又は2により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、1の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこと。

第六 施行期日等

- 1 この法律は、平成31年8月1日から施行すること。ただし、第五の4は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律の施行前に市町村が地方自治法（これに基づく命令を含む。）の規定により行った災害援護資金に係る債務の免除については、第五の1の内閣府令に定める場合に該当する場合には、第五の1により当該災害援護資金の償還未済額の償還を免除したものとみなすこと。
- 3 その他所要の規定を整備すること。

所得要件／資産要件（案）

1 所得要件

- 所得要件については、64 歳（神戸市における未償還平均年齢）の生活保護扶助費を基礎としたものとする。

総所得 － 公租公課 < 150 万円

- * 公租公課→所得税、住民税、固定資産税、社会保険料
- ・ 生活保護においても医療扶助、介護扶助、教育扶助や障害者加算等がされていること、市町村における免除作業の効率性を考慮し、所得・年金控除後の所得ベースの金額とする。
- ・ 生活保護は公租公課が課されないことから、控除する。

2 資産要件

- ① 償還に充てることができる居住用土地・建物以外の実物資産を保有していないと認められること、

- ② 資産としての預貯金等は、20 万円以下とすること

* 預貯金等の額については、破産者が生活維持のため最大限保有できる預貯金の額が兵庫県で運用されている裁判所の例が 20 万円以下であることを考慮したもの。

- 償還に充てることができる居住用土地・建物以外の実物資産とは、その処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではない資産であり、かつ、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものをいう。

- 資産としての預貯金等とは、預貯金であれば、一時的な生活費の入金等フローとみなすことができる額を除いた額とする。

- 居住用土地・建物について、今回の免除措置が、被災者生活再建支援法が当時制定されていなかったことを踏まえ実施することものであることから、借受人の生活再建の観点を重視して、特に資産価値が大きいと認められるものを除き、含めないこととする。

- 著しく高額なマンション等容易に換金可能な資産を有している場合は、免除を認めない。

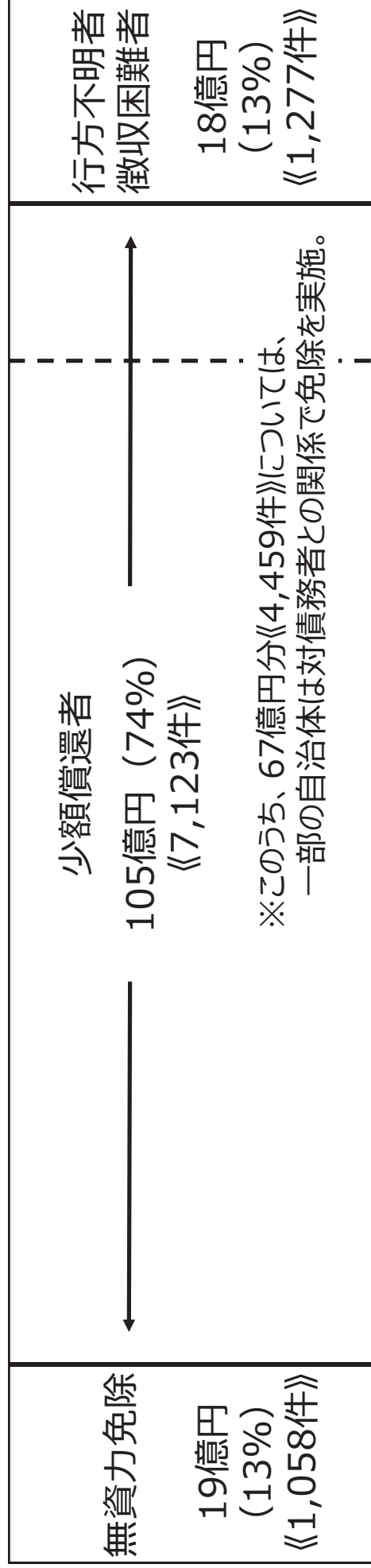
3 確認方法

- 借受人からの申告によることとし、課税証明書、固定資産評価証明書、預金通帳等の写し(必要に応じて、用途についての申立書)等を求め、当該書面等に基づき、関係自治体で客観的に判断する。
- 既免除者や転居者等で確認の協力が得られない場合、所得要件及び資産要件(実物資産・預貯金等)の確認方法に関しては、上記との整合性を踏まえつつ、借受人の生活実態等を把握している関係自治体の判断に委ねることとする。

阪神・淡路大震災に対する災害援護資金の償還について

貸付総額	1,326億円 (うち国費884億円)	57,448件
未償還額 (速報値)	123億円 (うち国費82億円)	8,400件 (9.3%)

※債務者の死亡等で免除されたもの61億円



〔所得150万円以下〕

90億円程度 (うち国費60億円程度)

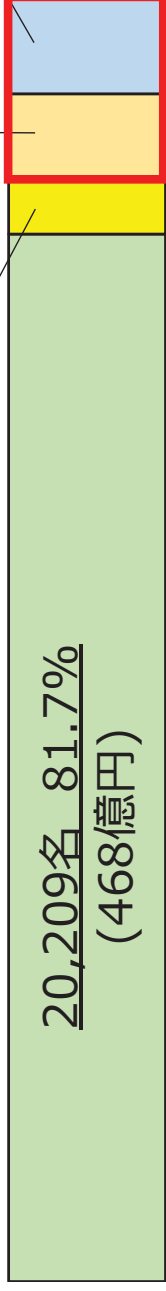
30億円程度
(うち国費20億円程度)

阪神・淡路大震災における災害援護貸付金の償還状況

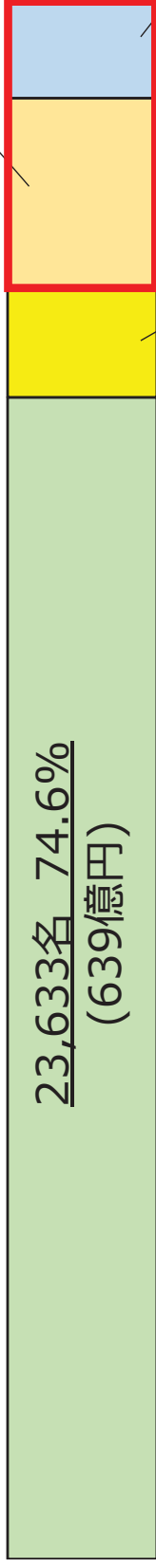
平成30年3月31日現在

1,078名 4.4% (18億円)
 1,632名 6.6% (23億円)
 1,831名 7.4% (23億円)

兵庫県
 ※神戸市を除く
 24,750名 (532億円)



神戸市
 31,672名 (777億円)

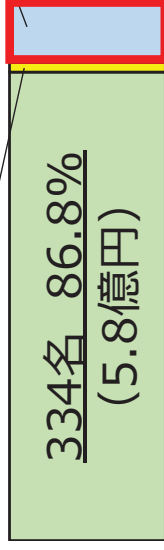


7名 1.8% (900万円)

44名 11.4% (0.5億円)

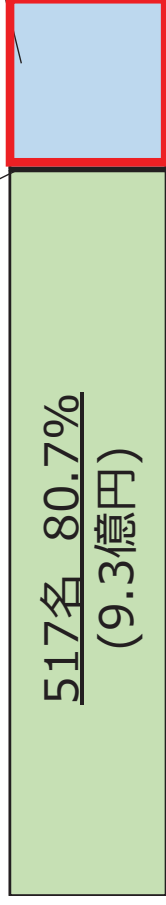
2,199名 6.9% (44億円)
 1,955名 6.2% (31億円)

大阪府
 ※大阪市内を除く
 385名 (6.4億円)



2名 0.3% (200万円)
 122名 19.0% (1.2億円)

大阪市
 641名 (10.5億円)



■ 償還済み
■ 償還免除 (弔慰金法第13条に基づく死亡・重度障害による免除)
■ 未償還
 自治体がH27.4通知で免除したもの (大阪府及び大阪市では未実施)

主な災害における災害援護資金貸付状況 (事業費ベース)

1,326億円
(57,448件)



521億円
(29,551件)



2億円
(107件)

13億円
(728件)

災害名	阪神・淡路大震災 (H7)	新潟中越地震 (H16)	東日本大震災 (H23)	熊本地震 (H28)
全壊家屋数	104,906棟	3,175棟	127,830棟	8,673棟
生活再建支援金額	【制度なし】	74億円	3,586億円	598億円
義援金受付額	1,793億円	374億円	4,256億円	526億円

区分	雲仙・普賢岳噴火災害	北海道南西沖地震	阪神・淡路大震災	新潟県中越地震	能登半島地震
災害発生	平成2年11月	平成5年7月	平成7年1月	平成16年10月	平成19年3月
全半壊(焼)	727棟(世帯)	1,032世帯	448,929世帯	17,277世帯	1,983世帯
義援金総額	約234億円	約260億円	約1,793億円	約372億円	約32億円
1世帯当たり	約3,219万円	約2,519万円	約40万円	約216万円	約161万円

資料出所：兵庫県「伝える 阪神・淡路大震災の教訓」

東日本大震災の義援金の状況

平成30年11月16日現在

	岩手県	宮城県	福島県
全壊の場合 (一世帯当たり)	1,801,000円	1,537,000円 (津波浸水区域)	882,009円

阪神・淡路大震災における災害援護貸付金の状況

平成30年3月31日現在

	全貸付 (A)		償還免除 (B)		償還済み (C)		未償還額 (D=A-B-C)		未償還率 (E=D/A)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
兵庫県 (神戸市除く)	24,750	53,180,433,800	1,078	1,787,847,628	20,209	46,798,854,758	3,463	4,593,731,414	14.0%	8.6%
神戸市	31,672	77,692,200,000	2,199	4,350,637,368	23,633	63,922,380,829	5,840	9,419,181,803	18.4%	12.1%
大阪府 (大阪市除く)	385	641,599,000	7	8,975,000	334	581,033,000	44	51,593,000	11.4%	8.0%
大阪市	641	1,051,440,000	2	1,785,000	517	933,568,000	122	116,088,000	19.0%	11.0%
合計	57,448	132,565,672,800	3,286	6,149,244,996	44,693	112,235,836,587	9,469	14,180,594,217	16.5%	10.7%

兵庫県要望（平成30年11月）

【提案の背景】

- ・地震保険料控除の対象となる保険や共済の契約は、「一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる契約」とされているが、住宅再建共済制度は、地震により生じた損失をてん補するものではなく、住宅再建を支援するため住宅再建方法に応じて給付するものであることから、控除制度の対象外とされている。
- ・当該制度は、被災者の住宅再建に資する制度であり、地震災害に対する国民の資産保全を図ることを目的とする地震保険料控除制度の趣旨に合致することから、同制度の対象とすべきである。

〔「兵庫県住宅再建共済制度」の概要〕

区 分	住宅再建共済		家財再建共済
	本体制度	付加制度	
共済負担金	年5,000円／戸	年500円／戸	年1,500円（本体制度と併せて加入の場合1,000円）
給付対象	半壊以上で建築・購入・補修	一部損壊（損害割合10%以上）で建築・購入・補修	半壊以上又は床上浸水で補修・購入
共済給付金	最大600万円	最大25万円	最大50万円

※ その他、マンション共用部分を対象とした制度あり

⑥ 災害援護資金貸付金制度の改善

ア 平成27年4月通知に基づく免除処理の速やかな実施

- ・債権管理法及び平成27年4月通知により債権を免除できる要件を速やかに提示すること

【提案の背景】

- ・平成27年4月の内閣府通知以降、内閣府と阪神・淡路大震災の災害援護資金の債権管理、特に無資力要件による債権免除について調整を行っているが、無資力の考え方（所得水準や所得・資産把握方法等）について協議が整わない状況となっている。
- ・債務者の高齢化などを考えるとこれ以上の先送りは困難な状況であることから、免除処理を速やかに実施することが必要である。

主イ 現行法の枠組みで解決できない問題の対応

- ・行方不明等により回収が困難なケースや保証債権の放棄など、債権管理法の枠組みで解決できない問題に対する新たな枠組みを創設すること
- ・ただちに免除対象とすることが困難な場合は、市から県、県から国への償還期限を更に延長すること

【現行の債権管理法の問題】

- ・行方不明者や外国籍の者などの徴収困難者について、免除の規定がない
- ・保証契約を解除できる規定がなく、債権の放棄ができない

主ウ 貸付原資償還について返還があった場合のみに変更

- ・県及び政令市から国への貸付原資の償還は現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更すること

【災害援護資金貸付制度の償還における問題】

- ・他の貸付金（例：介護福祉士修学資金貸付金や生活福祉資金）制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へと償還することとなっている。
- ・実際には返還されていない貸付金についても、市町村が借受人に代わって国・県に償還しなければならない災害援護資金貸付制度は市町村に対して重い負担を求めている。

エ 起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置

- ・起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置を行うこと

【提案の背景】

- ・阪神・淡路大震災では、大混乱の状況下で早期の被災者の救済が求められたが、当時は中低所得の被災者の生活再建には災害援護資金以外の選択肢がなく、貸付から20年が経過している現在においても、多くの労力と費用を費やして償還業務にあたっている。

【災害援護資金貸付金の償還状況（H29.3末時点）】

貸付額約1,309億円（うち神戸市分約777億円）のうち、償還額約1,106億円、償還免除額約145億円、未償還額約58億円（うち神戸市分約32億円）

阪神・淡路大震災の災害援護資金貸付金の 最終解決に向けた意見

兵 庫 県

1 少額償還者の償還免除について

- (1) 少額償還者に係る償還免除基準を明確化すること。
- (2) その際、平成27年4月22日付けの内閣府政策統括官（防災担当）通知を受けて兵庫県及び関係市（神戸市を除く。以下同じ。）が設定した少額償還者に対する償還免除基準（以下「縣市判定式」という。）が、内閣府担当官も出席した会議で合意されたものである経緯も踏まえ、既に縣市判定式で免除処理が行われたものも対象となる基準とすること。

2 行方不明者等徴収困難者の償還免除について

行方不明者、国外退去者等の事実上回収不可能な債権についても償還を免除すべきである。具体的には、市がこれらの事由により債権を放棄した場合は、国も償還を免除すること。

3 保証人の債権について

保証人の債権については、保証人の設定が任意とされた東日本大震災における取扱いや、災害弔慰金法施行令の改正により本年4月から保証人の設定が任意（条例委任）とされることとの均衡を考慮し、神戸市及び関係市が当該債権を放棄した場合は、国においても償還を免除すること。

4 履行期限到来時の債務償還について

- (1) 現行制度上は、履行期限の到来時に、関係市は兵庫県に対し、兵庫県及び神戸市は国に対し、未償還の貸付金を一括償還する取扱いとなる。この取扱いは、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の他制度と比べて著しく均衡を欠くことから、国は、借受人から現に償還があった額以外は償還を求めないこととすべきである。
- (2) それができない場合、一括償還の財源について、貸付を受けた自治体だけに負担を求めず、国も負担すべきである。
- (3) 併せて、上記のとおり、履行期限到来時の一括償還の取扱いは他制度と比べて著しく均衡を欠くことから、今後の災害発生に伴う新たな貸付に備え、借受人から現に償還があった額だけを償還するよう将来に向けた制度改正を行うこと。

5 履行期限の延長について

最終解決のための措置に伴う債権債務の整理には、時間を要することが見込まれることから、事務整理期間として履行期限を1年間延長すること。

6 調査規定の整備について

市町村が貸付金の回収、償還免除等に必要所得、資産等の情報を円滑に取得できるよう、市町村に借受人等の調査、関係機関に対する資料提供の要求等を行うことができる規定を整備すること。

阪神・淡路大震災における災害援護資金について

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災時には、生活再建支援法が制定されておらず、多くの被災者が災害援護資金により生活再建を図ることとなりましたが、期限内の返済が難しく、これまで4度にわたり履行期限が延長されました。神戸市としては、この間、滞納者への法的措置などにより最大限の債権回収の努力を行ってきた一方、無資力のため回収困難な債権も残ることとなりました。

こうした状況を踏まえ、平成27年4月に「無資力」要件による償還免除についての通知が出され、その後の調整を経て、現在、生活保護受給者などの無資力者について国の債権免除の手続きも開始されたところです。

しかし、行方不明や国外転出等徴収困難となった場合の法律上の規定がないなど、20年を超える債権管理で解決し難い課題が生じています。

また、本市においては平成29年9月に市会の議決を経てすべての保証債権の放棄を決定しましたが、国の債権は免除されていません。

以上、借受人の高齢化等の状況に鑑みても、問題のこれ以上の先送りは許されず、終局的解決を加速するため、阪神・淡路大震災における災害援護資金にかかる以下の点において、新たな法的枠組みの整備につき、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 無資力免除の具体的な認定方法について自治体に委ねるとともに、自治体が免除した場合、連動して国の債権が免除されることを明確にすること。
- 2 行方不明者や徴収困難者に対する免除制度を法定し、自治体が認定した場合、連動して国の債権も免除されることを明確にすること。
- 3 保証人について、自治体が議会の議決を経て保証債権を放棄した場合、連動して国の債権が免除されることを明確にすること。

【参考：災害援護貸付金の概要】

(1) 被災世帯の生活の立て直しに資する貸付金【根拠：災害弔慰金の支給等に関する法律等】

①対象災害	阪神・淡路大震災
②貸付対象	①により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
③所得制限	世帯総所得 年間 220 万円（1 人）、同 390 万円（2 人） ※所得の低い方から、3分の2の世帯をカバーできるように政令により設定
④貸付限度額	150 万～350 万円
⑤貸付期間	[1次] H7.3.24 ～ 4.30 受付 5.31 ～ 10.27 貸付 [2次] H7.10.1 ～ 10.31 受付 11.30 ～ H8.4.30 貸付
⑥償還方法等	償還期間 10 年（据置期間 5 年）、年利 3 %（据置期間無利子）
⑦貸付原資負担	国（2/3）、神戸市（1/3）

※貸付件数（31,672 人）、同金額（77,692 百万円）

(2) 災害援護資金の
償還状況
(平成 29 年 6 月末)

貸付総額	777 億円	100%	31,672 件
償還済額	640 億円	83%	23,631 件
免除額	106 億円	13%	6,084 件
旧免除	43 億円	5%	2,199 件
新免除	63 億円	8%	3,885 件
未償還額	31 億円	4%	1,957 件

(3) 取扱通知の概要
(平成 27 年 4 月発出)

	旧免除	新免除（免除要件拡大）
弔慰金法	死亡または 重度障害	死亡または 重度障害
債権管理法 (国との関係)		①破産・民事再生者 ②生活保護受給者 ③少額償還者（自治体判断） (国の見解：行方不明者は対象外)
地方自治法 (市民との関係)		

(4) 償還免除されていない方の現状（保証人債権放棄前）

		借受人						合計	
		無資力、又は これに近い状態の方		資力調査中 (調査非協力者等を含む)		行方不明者			
保証人	無資力、又は これに近い 状態の方	償還免除済み		221件		98件		319件	
				4億円	12.9%	2億円	6.5%	6億円	19%
	資力調査中 (調査非協力 者等を含む) 又は、 行方不明者	1,246件		314件		78件		1,638件	
		19億円	61.3%	5億円	16.1%	1億円	3.2%	25億円	81%
合計		1,246件		535件		176件		1,957件	
		19億円	61%	9億円	29%	3億円	10%	31億円	100%

※上記 (2) (3) (4) の金額には、利子は含まない。

阪神・淡路大震災の災害援護資金にかかる法的措置の実態(神戸市)

法的措置による対応

◎ 返済期限である平成17年度末の未償還債権数

10,778件

◎ 平成18年度以降の法的措置の実施(9年間)

未償還10,778件に対して、573件の訴訟提起 **[約20件に1件で訴訟提起]**

[法的措置の実施状況]

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計
民事訴訟法による 支払督促		43	149	133	117	34	0	27	12	24	28	12	579
即決和解								4					4
訴訟 (訴訟のうち公示送達)				13	22	53	197	129	59	47	38	15	573
強制執行		27	57	169	84	139	82	214	(21)	(3)	(5)	(1)	(258)
										109	157	43	1,210

返済期限

保証人への訴訟実績 20.4% ÷ 117件 / 573件

災害援護資金の概要

赤字は、東日本大震災に係る特例
(特例に係る貸付けは、平成31年3月31日まで)

1. 実施主体

- 市町村
東日本大震災で災害救助法の適用があった都県内の市町村
(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、新潟県、長野県)

2. 対象災害

- 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害
東日本大震災(平成23年3月11日発生)※長野県北部で発生した地震(平成23年3月12日発生)を含む

3. 受給者

- 対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者

4. 貸付限度額

- 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	270万円 (350)	}	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円						
③住居の半壊	170万円(250)						
④住居の全壊	250万円(350)						
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円						

(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額
家財には、自動車も含む

5. 所得制限

世帯人員(市町村民税における前年の総所得金額)

平成21年の所得(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあっては平成23年の所得)

- 1人(220万円) ○ 2人(430万円) ○ 3人(620万円) ○ 4人(730万円)
 - 5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額)
- ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 270万円とする。

6. 利率

- 年3%(据置期間中は無利子) 無利子(保証人なしは1.5%)(据置期間中は無利子)

7. 据置期間

- 3年(特別の場合5年) 6年(特別の場合8年)

8. 償還期間

- 10年(据置期間を含む) 13年(据置期間を含む)

9. 償還方法

- 年賦又は半年賦

10. 貸付原資負担

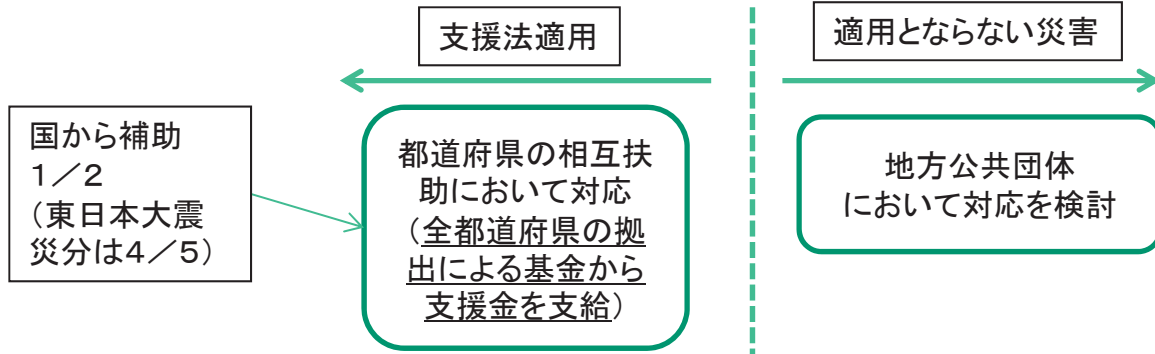
- 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

被災者生活再建支援制度の概要

(阪神・淡路大震災を契機として、平成10年5月に法律制定、11月施行)

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円

制度制定当初は最大100万円(使途・所得限定あり)であったものを徐々に拡大

5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
加算支援金: 災害発生日から37月以内

各種の公的融資制度の状況（福祉的貸付制度を中心に）

平成 30 年 12 月 内閣府防災

	災害援護資金	母子父子寡婦福祉貸付金	生活福祉資金	日本学生支援機構の奨学金
貸出主体	市町村	都道府県・指定都市・中核市	都道府県社会福祉協議会	日本学生支援機構
保証人	<ul style="list-style-type: none"> 必要 (東日本大震災は保証人有→無利子、保証人無→利子有) ※ 政令改正により、平成 31 年 4 月より保証人の要否は市町村の条例で定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保証人有→無利子 保証人無→利子有 	<ul style="list-style-type: none"> 保証人有→無利子 保証人無→利子有 ※ 貸付金の種類によっては、保証人不要の場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 人的保証人 1 人の選任が必要 機関保証選任者→不要
免除	<ul style="list-style-type: none"> 死亡又は重度障害の場合(保証人が償還できる場合は保証人が返済) 履行期限から無資力又はこれに近い状態で 10 年経過し、返済見込みが無い場合は免除が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡又は重度障害で議会の議決があった場合(保証人が償還できる場合は保証人が返済) 履行期限から無資力又はこれに近い状態で 10 年経過し、返済見込みが無い場合は免除が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡その他やむを得ない事由により貸付元金を償還できない場合(例) <ul style="list-style-type: none"> ① 借受人が死亡し、相続人及び連帯保証人から償還が困難な場合(連帯借受人がいる場合を除く) ② 借受人が償還期限到来後 2 年以上所在不明で、相続人及び連帯保証人から償還が困難な場合(連帯借受人がいる場合を除く) ③ 償還期限到来後 2 年経過してもなお借受人、連帯借受人及び連帯保証人から償還させることが著しく困難である場合 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡又は精神・身体の障害により返還することができなくなった場合 在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者 資力等の状況により回収に努めることが困難又は不適当であると認められる場合は償却が可能
原資	<ul style="list-style-type: none"> 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3 ※ 都道府県は 12 年目、指定都市は 11 年目で国に償還が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国 2/3 都道府県・指定都市・中核市 1/3 ※ 都道府県等は当該年度(償還予定年度)の前々年度の特別会計の決算上の剰余金の額が、前々年度以前の 3 か年の平均貸付額の 1.7 倍を超える場合に国に償還が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国 2/3 都道府県 1/3 ※ 原資は、次の貸付のため都道府県社会福祉協議会で保有(貸付原資の額の全部又は一部が、厚生労働大臣が定める基準に照らして過大であると認められる場合に国庫への返還が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 国(無利子は政府貸付金等、有利子は財政融資資金等) 返還金等 ※ 政府貸付金は 35 年、財政融資資金は 15 年又は 20 年が償還期限
件数	260 件(平成 29 年度)	33,302 件(平成 29 年度)	26,245 件(平成 29 年度)	129 万 2 千人(平成 29 年度)
貸出金額	4 億 9,000 万円(事業費ベース)	183 億 4,333 万円(事業費ベース)	147 億 9,590 万円(事業費ベース)	10,156 億円(事業費ベース)

カネミ油症事件関係資料の概要

1. 事件の経緯

(1) 発生

「カネミ油症事件」は、昭和43年に西日本を中心に発生した食中毒事件である。製造工程で用いたPCBが混入した米ぬか油を摂取した者に、PCB及びPCBから生成されたダイオキシン類により、肌の異常、全身倦怠感、しびれ感などの健康被害を引き起こした。

平成18年度末までに1,906人が油症患者と認定された（うち生存患者は約1,300人）。

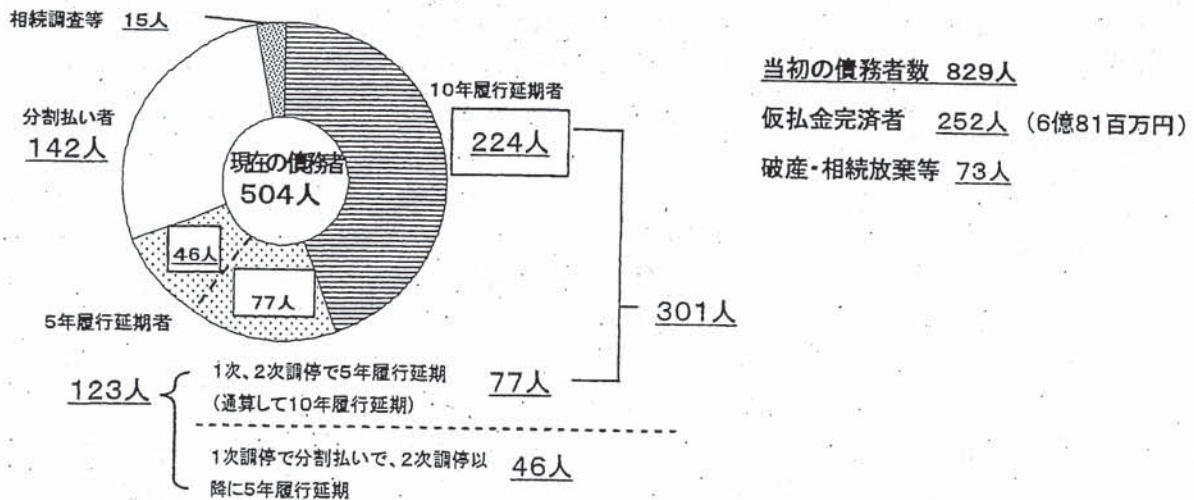
(2) 訴訟

昭和44年以降、油症被害者は損害賠償請求訴訟を提起し、米ぬか油を製造・販売したカネミ倉庫、PCBを製造・販売したカネカ、国（厚生省、農林水産省）等の責任を追及してきた。

国（農林水産省）は、昭和59～60年に2つの下級審で敗訴したため、原告829人に計27億円の仮払金を支払った。しかし、昭和62年に原告が国への訴えを取り下げたため、仮払金の返還請求債権が発生した。以後、農林水産省は、債権管理法に基づき、仮払金の返還を求めてきたが、平成18年12月末現在で17億300万円の仮払金返還債権が残っているところである。

なお、カネミ倉庫は敗訴が確定又は和解が成立し、カネカは和解が成立した。

仮払金返還債権 債務者の状況



仮払金返還状況

①国が支払った仮払金	26億98百万円
②国への返還済額	8億53百万円
③相続放棄等による消滅額	1億42百万円
④債権残額 (=①-(②+③))	17億3百万円

(資料：農林水産省)

2. これまでの被害者対策

1(2)の訴訟への対応とは別に、政府は、これまで、以下の被害者対策を行ってきた。

○厚生労働省

- ・油症研究に対し、国庫補助を実施

○農林水産省

- ・カネミ倉庫への政府保管米の委託（これにより支払われる保管料をもってカネミ倉庫が行う患者救済の一助とする。）

3. 今後のカネミ油症被害者救済策についての検討

近年、被害者の高齢化が進む中、仮払金返還の免除及び被害者の生活への援助等被害者対策を求める意見が高まってきた。

こうした状況を踏まえ、与野党はそれぞれカネミ油症被害者の救済策を検討してきたところである。

①自民、公明両党は、平成18年5月に設置された与党カネミ油症問題対策プロジェクトチームで検討を重ね、平成19年4月に被害者救済対策を取りまとめた。

与党カネミ油症問題対策プロジェクトチームカネミ油症被害者救済策

- ・カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除に関する新法を制定
- ・カネミ油症患者に係る健康実態調査事業の実施（生存油症患者を対象に油症研究調査協力金を支給）
- ・カネミ倉庫に対し、患者への医療費の誠実な支払い等を勧告

②民主党は、被害者救済のため、被害者に対し一時金を支払うことを内容とした「カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案」を、平成18年12月、衆議院に提出した。

※「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律」は平成19年6月1日に成立。（6月8日 公布、施行）

内容についての問い合わせ先

農林水産調査室 山口 雅之（内線 3376）
信太 道子（内線 3376）

カネミ油症仮払金債権の免除に係る収入の基準額（案）

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
700万円未満	800万円未満	900万円未満	1,000万円未満

(注1) 公租公課（所得税・住民税・社会保険料）控除後の収入額。
 (注2) 世帯（債務者及びその者と生計を一にする親族）毎の収入額。

(参考) 従来の基準により免除対象となる収入額（試算）

1人世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	3人世帯 (夫婦、子1人)	4人世帯 (夫婦、子2人)
約320万円未満	約460万円未満	約590万円未満	約700万円未満

(注1) 公租公課（所得税・住民税・社会保険料）控除後の収入額。
 (注2) 夫婦の年齢は20～40歳、子の年齢は6～11歳、居住地は福岡市のケース

カネミ油症仮払金債権の免除に係る資産の基準額（案）

○資産の基準

世帯構成員（債務者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下同じ。）の資産が特に高額とは認められない範囲内であること。

具体的には以下のとおり。

固定資産

（１）居住用土地・建物

- ・ 200㎡までの住宅用地については、評価額の6分の1を超える部分を保有資産に含めないこととした上で、住宅用地及び建物の評価額が、下記の基準額未満であること。

（福岡市における標準4人世帯の生活扶助基準額＋住宅扶助特別基準額）

×120＝約2850万円

- ・ 居住用資産についての住宅ローンがある場合には、居住用資産の評価額から当該ローン額を控除して判定。

（２）居住用以外の土地・建物

- ・ 事業（工場、倉庫等）の用に供している土地・建物、田畑、山林等について、処分することができないと認められる場合等には対象外とする。

流動資産

- ・ 住宅ローン（固定資産の判定で不動産の評価額以上のローンがある場合にその超過額）を流動資産額から控除。
- ・ 流動資産について、生活費、教育費、医療費等世帯構成員の生活上必要な目的のために流動資産を保有していると認められる場合には、流動資産額から控除。

免除に係る収入基準額
の一年分未満であること。

※収入基準額＝4人世帯1,000万円
未満（公租公課控除後）を基準
に世帯の人数により額を傾斜さ
せたもの

【参照条文】

<災害援護資金の免除規定>

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）

（償還免除）

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）

（法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合）

第十二条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合とする。

<現行の無資力免除規定>

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（免除）

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあるこ

とに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

○国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）

（免除）

第三十二条 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解、調停又は労働審判（労働審判法第二十条の規定による労働審判をいう。第三十八条第三項において同じ。）によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

- 2 前項の規定は、第二十四条第一項第六号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除をすることを条件としなければならない。

- 3 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息（第二十六条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

<災害援護資金の保証人規定>

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）

（保証人）

第八条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十条の規定による違約金を包含するものとする。

* 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）により第8条の保証人規定は削除され、平成31年4月1日以降に発生した災害については、保証人の要否を市町村の判断で決定することができるようになる。

<地方自治法の債権放棄規定>

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第一～九 略）

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

（第十一号以下 略）

（第2項 略）

災害対策特別委員会

阪神・淡路大震災の災害援護資金償還に関するWGの設置について

1 目的

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災時(平成7年)には、生活再建支援法が制定されておらず、多くの被災者が災害援護資金(貸付限度額350万円)により生活再建を図ることとなったが、履行期限10年内での返済が難しく、これまで4度にわたり期限が延長された。この間、関係地方自治体では、滞納者への法的措置などにより最大限の債権回収の努力を行ってきた一方、無資力のため回収困難な債権も残ることとなった。

今なお、貸付総額1,326億円(57,448件)のうち142億円(9,458件)が未償還(平成30年3月末現在)となっている状況を踏まえ、この問題の終局的な解決策を検討するためにWGを設置するものである。

2 進め方

関係地方自治体における債権管理の現状、現行制度による免除の考え方等を幅広く聴取した上で、必要に応じ、新たな法的枠組みも含めて対策を検討する。

災害対策特別委員会
阪神・淡路大震災の災害援護資金償還に関するWG

役員名簿

平成31年1月29日

顧問 平野達男 坂本哲志

座長 谷公一

幹事 盛山正仁 土井亨
関田芳弘 松本井平
山村英樹 藤比早之
村末信介 馬場成志

事務局長 藤原崇

